# (2) 別表 (1~4)

(別表1) 事業継続力強化支援計画

# 事業継続力強化支援事業の目標

# I 現状

# (1) 地域の災害リスク

#### (洪水)

西条市は平成 16 年の台風 21 号と 23 号の豪雨により、床上浸水が 522 棟、床下浸水が 2,432 棟という被害を受けた。

# (土砂災害)

土砂災害においても平成16年の台風災害では中山間地の斜面崩壊により土石流が発生し、死者5名、住宅の全壊が23棟、半壊が91棟の大きな被害を受けた。

# (地震)

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、今後30年以内に大地震が発生する確率は70%~80%と予測されている。愛媛県地震被害想定調査結果(平成25年公表)によると、西条市では、海岸部で震度6強から7の揺れに加え液状化や津波(最大波高3.4m)により、最大で死者3,648名、建物被害は50,673棟で半壊以上の被害が発生すると想定している。

# (その他)

西条市の面積は510.04km2 (※1) で可住地はそのうちの約30%に当たる155.24km2 (※2) 、 残りは林野となっている。

北は瀬戸内海燧灘に面し、南部一帯及び西部は、西日本の最高峰石鎚山を中心とする石鎚連峰を背景に急峻な山岳地帯で、それ以外の地域は、比較的緩やかな平坦部となっており、市街地が集積するとともに、県下有数の農業地帯を形成している。また、山岳部を源流とする中山川、加茂川等の主要な河川が市内を流れ、豊富な水資源を供給している。また、西条市は、瀬戸内地方特有の温暖な気候に恵まれ、年間平均気温は16.0℃前後、年間降雨量は1,633mm程度で生活環境としても、また産業活動のための環境としても、非常に優れた気候条件となっている。

※1 令和2年1月1日現在

※2 平成30年10月1日現在

#### (周桑商工会の管内における災害のリスク)

周桑商工会の管内(西条市丹原町・小松町)は、海岸部から離れているため南海トラフ巨大地震で発生する液状化や津波のリスクは少ないものの、本会の会員事業所が展開している区域は震度5強から7が予想されており建物崩壊等の大きな被害が予想される。また、本会管内の大部分は山林が占める中山間地域であるため、高縄山系や石鎚山系の急峻な地形から発する河川は、大雨時には山腹からの崩土による河床の上昇による越水の危険性を孕んでいる。平成16年の台風時には小松町地区の妙ノ谷川が氾濫し、付近の事業者は床上浸水にみまわれ大きな被害を受けた。

·西条市地域防災計画 風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編 https://www.citv.saijo.ehime.jp/soshiki/kikikanri/chiikibosaikeikaku.html

・西条市防災マップ

https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/kikikanri/bousaimap.html

・西条市洪水ハザードマップ

https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/kikikanri/shinsuisoteimap.html

・西条市土砂災害ハザードマップ

https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/kikikanri/doshahm.html

# (2) 商工業者の状況

・商工業者数 682 人・小規模事業者数 647 人

【内訳:周桑商工会調査】

業種		商工	小規模	備考	
		業者数	事業者数	(事業所の立地状況等)	
商工業者	建設業	142	142	西条市丹原町・小松町に広く分布	
	製造業	94	77	中山川沿いに多い	
	卸売業	18	15	西条市丹原町・小松町に広く分布	
	小売業	137	133	商店街・幹線道路沿いに多い	
	飲食・宿泊業	55	54	西条市丹原町・小松町に広く分布	
	サービス業	173	167	西条市丹原町・小松町に広く分布	
	その他	63	59	西条市丹原町・小松町に広く分布	

# (3) これまでの取組

# 1) 西条市の取組

- ・消防力向上のため消防車両の整備や消防職員の増員を行うとともに防災行政無線の整備と 公共施設の耐震化を行っている。また、市内全域に自治会単位での自主防災組織を結成 し、ハードとソフト両面での防災力の向上を図っている。
- ・「西条市地域防災計画」を策定し、防災マップやハザードマップを各家庭に配布を行い、災害への対応を啓発するとともに、毎年度複数の小学校区単位で総合防災訓練を実施し、住民の意識向上に努めている。
- ・災害時の速やかな対応を行うため、災害時における救援物資の供給協力や、各種の応援協 定を西条市内の事業所や県内外の事業者や各種団体と締結している。
- ・西条市全域に自主防災組織を結成、防災士の養成を行うとともに防災備品として、防災倉庫を整備し、ジャッキ、スコップ、リヤカー等の応急機材を備蓄、防災井戸(手押しポンプ)の整備を行っている。

## 2) 周桑商工会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知を図ってきた。
- ・愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進してきた。
- ・西条市が実施する総合防災訓練の際には、参加及び協力してきた。

# Ⅱ 課題

現状では、協力体制についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平 常時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、BCP 策定等に関する助言を行える本会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

## Ⅲ 目標

- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
  - ▼スタートアップ型の簡易(A3版1枚程度)な事業者 BCP 策定 20社
  - ▼事業継続力強化計画認定の支援 10 社
  - ▼各種共済・保険制度への加入推進(見直し含む)200社

《対象共済·保険制度》

火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、 福祉共済、貯蓄共済、その他

- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、本会及び本市並びに愛媛県との被害情報報告 ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、本会内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

# 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和2年8月1日~令和7年3月31日)

# (2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守るため、事業継続力の強化に資する取り組みを支援する。支援にあたっては、本会と本市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。

#### < 1. 事前の対策>

「西条市地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
- ・巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップやリスクチェックシート等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・本会の会報や西条市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介 や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者 の紹介等を行う。
- ・巡回経営指導時に、小規模事業者に対し、事業者 BCP (即時に取組可能な簡易的なもの含む) の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや保険相 談会の開催、行政の施策の紹介等を行う。
- ・事前に固定資産や所有物等の写真をとるように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けができるように備える。
- 2) 商工会自身の事業継続計画の作成
  - ・全国商工会連合会様式をもとに事業継続計画を作成する。(令和2年完成予定)
- 3) 関係団体等との連携
  - ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者 を対象とした BCP 作成セミナーや損害保険の紹介等を行う。
  - ・関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。

#### 4) フォローアップ

- ・巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者 BCP の策定及び取り組み状況を確認する。
- ・西条市事業継続力強化支援連絡会議[仮称](構成員:本会、西条商工会議所、(株)西条産業情報支援センター、本市)を設置し、状況確認や改善点等について協議する。

# 5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(南海トラフ巨大地震及び平成16年台風災害)が発生したと仮定し、本会と本市との連携体制を確認する。

## < 2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、本会は、人命救助に最優先で取り組み、その上で、以下の手順で本会管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

- 1) 応急対策の実施可否の確認
  - ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。 (「商工会災害対応システム」を活用して本会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況:家屋被害、道路状況等を本会と本市で共有する。)

#### 2) 応急対策の方針決定

・本会と本市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例)

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

# (例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

<sup>※</sup>なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

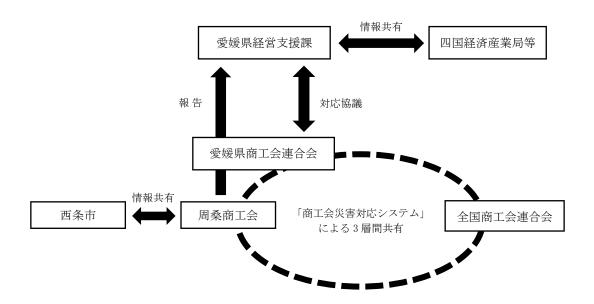
・当計画により、本会と本市は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後~1 か月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

## <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、本会管内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑 に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。

- ・本会と本市は被害状況の確認方法や被害額(建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会と本市が共有した情報を、「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ 報告する。



# < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・本会は、本市と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や愛媛県、西条市等の施策)について、小規模事業者 等へ周知する。

## < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を 行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派 遺等を愛媛県商工会連合会に依頼する。
- ※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

#### 事業継続力強化支援事業の実施体制 (令和3年4月現在) (1) 実施体制 西条市 周桑商工会 産業経済部長 事務局長 支援ツール 確認 周桑商工会(本所・支所) 共同 西条市産業経済部 損害保険 連携等 西条市経営戦略部 会社等 危機管理課 法定経営指導員 連絡調整 産業振興課

- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
  - ①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 城ケ瀧 和博 (連絡先は後述(3)①参照)
  - ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
    - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
    - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会、関係市町連絡先
  - ①商工会

周桑商工会本所

〒791-0508 愛媛県西条市丹原町池田 1711 番地 1

TEL: 0898-68-7244 / FAX: 0898-68-3544

E-mail: info@shusou.or.jp

周桑商工会小松支所

〒799-1101 愛媛県西条市小松町新屋敷甲 364 番地 1

TEL: 0898-72-2119 / FAX: 0898-72-2965

E-mail: info@shusou.or.jp

②関係市町

西条市 産業経済部 産業振興課

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 164 番地 TEL: 0897-56-5151 / FAX: 0897-52-1200 E-mail: sangyoshinko@saijo-city.jp

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

(							
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
必要な資金の額	265	265	265	265	265		
• 専門家派遣費	100	100	100	100	100		
• 協議会運営費	20	20	20	20	20		
・セミナー開催費	80	80	80	80	80		
・パンフ、チラシ作製費	65	65	65	65	65		
(送料込)							

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、西条市補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。